

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: center;">3 設工認申請における基本設計方針の作成要領</p> <p>1. 目的 「基本設計方針」の基本的な作成要領について定める。</p> <p>2. 基本設計方針の資料構成</p> <p>(1) 基本設計方針の資料構成は、「設工認申請における資料作成に当たっての基本的考え方」に基づき、技術基準規則の要求を満たすための基本的な設計方針を記載する構成とする。</p> <p>(2) 基本設計方針の記載は、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」第二条、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」第四条及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第三条の二の二に記載の施設区分順に「施設（系統）」ごとに作成する。</p> <p>(3) 基本設計方針を作成するにあたり、技術基準規則への適合性を逐条的に示すために、「条文」ごとに基本設計方針を作成した上で、その内容を基に、「施設（系統）」ごとの基本設計方針（以下「基本設計方針」という。）に再構成するための方針を以下に示す。</p> <p style="color: red;">また、事業変更許可との整合性を説明するため、系統構成や主要設備について整理し、設備の設計方針として組み込む。</p> <p>a. 逐条的に示した基本設計方針を条文単位で、各施設（系統）に共通する設計方針と、施設固有の設計方針とに分類し、前者を「共通項目」、後者を「個別項目」とする。</p> <p style="color: red;">なお、事業変更許可との整合のために整理した、設備の系統構成及び主要設備に関する基本設計方針は「個別項目」に展開する。</p> <p>b. 基本設計方針の構成は、上記の「共通項目」を第1章、「個別項目」を第2章とする。共通項目と個別項目の構成については以下に示す。</p> <p>【共通項目の基本構成について】</p> <p>c. 共通項目の記載単位は基本的には技術基準規則の条文単位とするが、自然現象、設備に対する要求等の要求内容が同じものについては、複数条文を同一項目にまとめて記載する。また、記載順序は技術基準規則の条項順を基本とする。共通項目の章立てについて別紙1に示す。</p>	<p style="text-align: center;">3 工事計画認可申請における基本設計方針の作成要領</p> <p>1. 目的 「基本設計方針」の基本的な作成要領について定める。</p> <p>2. 基本設計方針の資料構成</p> <p>(1) 基本設計方針の資料構成は、「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」に記載される「基本設計方針、適用基準及び適用規格」に基づき、技術基準規則の要求を満たすための基本的な設計方針を記載する構成とする。</p> <p>(2) 基本設計方針の記載は、別表第二の施設登場順に「施設（系統）」ごとに作成する。（例：「原子炉本体の基本設計方針」→「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針」→「原子炉冷却系統施設の基本設計方針」…）</p> <p>(3) 基本設計方針を作成するにあたり、技術基準規則への適合性を逐条的に示すために、「条文」ごとに基本設計方針を作成した上で、その内容を基に、「施設（系統）」ごとの基本設計方針（以下「基本設計方針」という。）に再構成するための方針を以下に示す。</p> <p>a. 逐条的に示した基本設計方針を条文単位で、各施設（系統）に共通する設計方針と、施設固有の設計方針とに分類し、前者を「共通項目」、後者を「個別項目」とする。</p> <p>b. 基本設計方針の構成は、上記の「共通項目」を第1章、「個別項目」を第2章とする。共通項目と個別項目の構成については以下に示す。</p> <p>【共通項目の基本構成について】</p> <p>c. 共通項目の記載単位は基本的には技術基準規則の条文単位とするが、自然現象、設備に対する要求等の要求内容が同じものについては、複数条文を同一項目にまとめて記載する。また、記載順序は技術基準規則の条項順を基本とする。共通項目の章立てについて別紙1に示す。</p> <p style="color: red;">d. 共通項目は「原子炉冷却系統施設」（以下「原冷」という）のみに記載し、その他の施設の共通項目に関する基本設計方針は原冷の記載を適宜呼び込む。</p>	<p>・許可との整合性の観点から、許可本文に記載の設計方針について、個別項目に漏れなく展開することを明記。</p> <p>・基本設計方針は全施設の共通項目、個別項目をまとめて記載することから施設間での呼び込みは行わない。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>d. 共通項目のうち、<u>以下の条文については個別項目の基本設計方針を呼び込む</u> <u>(再処理施設の例※)</u> 「火災等による損傷の防止」, 「再処理施設内における溢水による損傷の防止」及び「再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」の基本設計方針はそれぞれ火災防護設備, 溢水防護設備, 化学薬品防護設備の基本設計方針を呼び込む。 <u>※その他の施設については、事業変更許可申請書の記載内容等を踏まえて必要に応じて対応する。</u></p> <p>【個別項目の基本構成について】</p> <p>e. 個別項目の記載内容は、逐条的に示した各基本設計方針の中で、当該施設に該当する内容を集約して記載する。個別項目の章立てについて別紙1に示す。</p> <p>f. 各施設の「個別項目」の章立てについては、<u>事業変更許可申請書の設備項目</u>を基に項目及びその順序を構成する。ただし、技術基準規則等の要求も踏まえながら、記載項目、順序などは必要により変更する。個別項目の章立てと<u>事業変更許可申請書</u>との比較表を別紙2に示す。</p> <p>g. 「個別項目」の<u>事業変更許可申請書</u>の設備項目を基にした各項目については、更に各設備の系統等ごとに章立てを行い記載する。</p> <p>h. 説明性を考慮し、章立ては極力細分化する。</p>	<p>e. <u>原冷</u>の共通項目のうち、「火災」及び「溢水等」の基本設計方針はそれぞれ火災防護設備, 浸水防護施設の基本設計方針を呼び込む。</p> <p>【個別項目の基本構成について】</p> <p>f. 個別項目の記載内容は、逐条的に示した各基本設計方針の中で、当該施設に該当する内容を集約して記載する。個別項目の章立てについて別紙1に示す。</p> <p>g. 各施設の「個別項目」の章立てについては、<u>別表第二中欄の「設備別記載事項」</u>の設備項目を基に項目及びその順序を構成する。ただし、技術基準規則等の要求も踏まえながら、記載項目、順序などは必要により変更する。個別項目の章立てと<u>別表第二</u>との比較表を別紙2に示す。</p> <p>h. 「個別項目」の<u>別表第二中欄の「設備別記載事項」</u>の設備項目を基にした各項目については、更に各設備の系統等ごとに章立てを行い記載する。</p> <p>i. 説明性を考慮し、章立ては極力細分化する。</p>	<p>・火災防護設備等の設備区分が存在しない施設を考慮し追記</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(4) 基本設計方針のフォーマットは、変更前後の形式とする。なお、記載内容として技術基準規則の要求事項又は事業変更許可からの設計要求事項（以下「技術基準規則の要求事項等」という。）に変更がないものは、「手続き対象外」であることがわかるよう「記載の適正化」として「変更前」に記載する。また、技術基準規則の要求事項が変更又は追加となったものに対する記載は「変更後」に記載し、「手続き対象」であることを識別する。具体的な方針は以下のとおり。（別紙3参照）</p> <p>a. 文頭に、事業指定基準規則及びその解釈並びに技術基準規則で定義していないものについて用語の定義を記載する。「用語の定義」に記載するものは、共通項目のうち各施設に該当する用語のみとする。</p> <p>b. 「一部技術基準規則の要求事項等」が変更又は追加となったもの」に対する記載は、「変更前」に変更前の要求に対する基本設計方針を記載し、「変更後」に変更後の要求に対する基本設計方針を記載する。</p> <p>c. 「技術基準規則の要求事項等」に変更のないもの」については「変更前」に基本設計方針を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載する。「1.」、「2.」等の項目のなかで一部でも変更のあるものは、文章が「変更前」と「変更後」で細切れにならないよう、その項目全体を「変更後」に記載する。</p> <p>d. 「技術基準規則の要求事項等」が新たに追加となったもの」については、「変更前」に「-」を記載し、「変更後」に新たに基本設計方針を記載する。</p> <p>e. 「技術基準規則の要求事項等」が新たに追加になったもの」でも、電気設備のように既認可設工認にて設計方針が述べられ、以前から実施しているものについては「変更前」にも記載する。</p> <p>(5) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備の記載の組合せ方</p> <p>基本的にはDB、SAはまとめて記載する。（設計基準対象の施設と重大事故等対処設備に要求される条文のうち、双方の「共通事項」として扱える条文については、極力まとめる。）また、DBとSAを分けて記載する必要がある場合は、原則、DB・SAの順序で記載する。</p> <p>一つの設備や機能が、逐条的に示した基本設計方針の複数条文に記載されている場合は、極力まとめる。</p> <p>その他説明性を考慮し、類似項目は極力まとめた記載とする。</p>	<p>(4) 基本設計方針のフォーマットは、変更前後の形式とする。なお、記載内容として技術基準規則の要求事項に変更がないものは、「手続き対象外」であることがわかるよう「記載の適正化」として「変更前」に記載する。また、技術基準規則の要求事項が変更又は追加となったものに対する記載は「変更後」に記載し、「手続き対象」であることを識別する。具体的な方針は以下のとおり。（別紙3参照）</p> <p>a. 文頭に、設置許可基準規則及び技術基準規則並びにこれらの解釈で定義していないものについて用語の定義を記載する。「用語の定義」に記載するものは、共通項目のうち各施設に該当する用語のみとする。</p> <p>b. 「一部技術基準規則の要求事項が変更又は追加となったもの」に対する記載は、「変更前」に変更前の要求に対する基本設計方針を記載し、「変更後」に変更後の要求に対する基本設計方針を記載する。</p> <p>c. 「技術基準規則の要求事項に変更のないもの」については「変更前」に基本設計方針を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載する。「1.」、「2.」等の項目のなかで一部でも変更のあるものは、文章が「変更前」と「変更後」で細切れにならないよう、その項目全体を「変更後」に記載する。</p> <p>d. 「技術基準規則の要求事項が新たに追加となったもの」については、「変更前」に「-」を記載し、「変更後」に新たに基本設計方針を記載する。</p> <p>e. 「技術基準規則の要求事項が新たに追加になったもの」でも、「発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針」等の規格基準の要求等で、以前から実施しているものについては「変更前」にも記載する。</p> <p>(5) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備の記載の組合せ方</p> <p>基本的にはDB、SAはまとめて記載する。（設計基準対象施設と重大事故等対処設備に要求される条文のうち、双方の「共通事項」として扱える条文については、極力まとめる。）また、DBとSAを分けて記載する必要がある場合は、原則、DB・SAの順序で記載する。</p> <p>一つの設備や機能が、逐条的に示した基本設計方針の複数条文に記載されている場合は、極力まとめる。</p> <p>その他説明性を考慮し、類似項目は極力まとめた記載とする。</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>3. 基本設計方針の具体的な記載方法について</p> <p>(1) 基本設計方針の具体的な記載方法について示す。</p> <p>a. 具体的な記載方法</p> <div data-bbox="795 409 1549 577" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(a) 基本設計方針の記載は、原則、事業変更許可本文をベースに記載する。 また、技術基準規則及び解釈の要求事項への適合を網羅するよう記載する。</p> </div> <p>基本設計方針の記載内容は、「事業変更許可」での約束事項を「設工認」での約束事項として整合性を確保する観点も踏まえて、事業変更許可本文をベースに記載する。</p> <p>さらに、技術基準規則への適合性を示すにあたり、詳細設計としての記載が必要であるという観点と事業変更許可本文の記載事項不足分をカバーする観点から、事業変更許可添付六の(添付五)記載を引用して基本設計方針に記載する。</p> <p>また、技術基準規則及び解釈に記載される要求事項を基本的に網羅して記載するが、記載するにあたり、「解釈」の中には「〇〇とは…」などのように「定義」が記載されている場合があり、その中に設置要求のある「設備」等が含まれることもあるため、その内容程度に応じて、記載要否を判断する。</p> <div data-bbox="795 1144 1549 1312" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(b) 基本設計方針の記載順は、原則、技術基準規則条文の記載順とする。ただし、それにより事業変更許可本文側が細切れになり、見にくくなる場合は、文章の繋がりを考え再構成することも可とする。</p> </div> <div data-bbox="795 1339 1549 1386" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(c) 自主的に設置したものは原則記載しない。</p> </div> <p>b. 基本設計方針のみに記載する設備の記載事項</p> <div data-bbox="795 1480 1549 1701" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基本設計方針のみに記載する設備 (仕様表対象外)のうち、技術基準規則及び解釈で性能・機能が要求されている設備については、別紙4の「基本設計方針に記載すべき機器仕様及び設定根拠に関する説明書作成対象設備選定フロー」に従い明確にすべき(必要な)性能・機能又は仕様を整理(選定)し、基本設計方針に記載する。</p> </div> <p>また、基本設計方針に記載された仕様の設定根拠については、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」で説明する場合は、当該説明書の別添に記載する。</p>	<p>3. 基本設計方針の具体的な記載方法について</p> <p>(1) 基本設計方針の具体的な記載方法について示す。</p> <p>a. 具体的な記載方法</p> <div data-bbox="1700 409 2454 577" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(a) 基本設計方針の記載は、原則、設置変更許可本文をベースに記載する。 また、技術基準規則及び解釈の要求事項への適合を網羅するよう記載する。</p> </div> <p>基本設計方針の記載内容は、「設置変更許可」での約束事項を「工事計画認可」での約束事項として整合性を確保する観点も踏まえて、設置変更許可本文をベースに記載する。</p> <p>さらに、技術基準規則への適合性を示すにあたり、詳細設計としての記載が必要であるという観点と設置変更許可本文の記載事項不足分をカバーする観点から、設置変更許可添付八の記載を引用して基本設計方針に記載する。</p> <p>また、技術基準規則及び解釈に記載される要求事項を基本的に網羅して記載するが、記載するにあたり、「解釈」の中には「〇〇とは…」などのように「定義」が記載されている場合があり、その中に設置要求のある「設備」等が含まれることもあるため、その内容程度に応じて、記載要否を判断する。</p> <div data-bbox="1700 1144 2454 1312" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(b) 基本設計方針の記載順は、原則、技術基準規則条文の記載順とする。ただし、それにより設置変更許可本文側が細切れになり、見にくくなる場合は、文章の繋がりを考え再構成することも可とする。</p> </div> <div data-bbox="1700 1339 2454 1386" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(c) 自主的に設置したものは原則記載しない。</p> </div> <p>b. 基本設計方針のみに記載する設備の記載事項</p> <div data-bbox="1700 1480 2454 1701" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基本設計方針のみに記載する設備 (要目表対象外)のうち、技術基準規則及び解釈で性能・機能が要求されている設備については、別紙4の「基本設計方針に記載すべき機器仕様及び設定根拠に関する説明書作成対象設備選定フロー」に従い明確にすべき(必要な)性能・機能又は仕様を整理(選定)し、基本設計方針に記載する。</p> </div> <p>また、基本設計方針に記載された仕様の設定根拠については、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」の別添に記載する。</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(b) 文中に「配備」, 「保管」, 「(使用時等に) 設置」を用いているもの。(なお, 常設設備については, 「設置」を用いる。)</p> <p>例: ○○を△ 台、保管する。 例: ○○は, …使用時に設置できる設計とする。</p> <p>(c) 常設と可搬型が混在する設備については, 個別検討し記載する。</p> <p>e. 第1章 共通項目における基本的設計と個別設計の記載 「第1章 共通項目」には, 原則として基本的設計のみを記載し, 個別設計への展開は「第2章 個別項目」に記載する。ただし, 基本設計方針で明確にすべき個別設計を記載する施設(系統)区分が個別項目にない場合は, 共通項目に, 個別設計の設備がわかるように記載する。</p> <p>f. その他 (a) 項目の付番は下記のとおりとする。</p> <p>【付番の例】 2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.2.1 耐震設計 (1) 耐震設計の基本方針 a. … b. … (a) … (b) … イ. … ロ. … (イ) … (ロ) …</p>	<p>(b) 文中に「配備」, 「保管」, 「(使用時等に) 設置」を用いているもの。(なお, 常設設備については, 「設置」を用いる。)</p> <p>例: 障害物を除去可能なホイールローダを2台(予備2台)保管, 使用する。 例: 汚濁防止膜は, …使用時に連結して設置できる設計とする。</p> <p>(c) 常設と可搬型が混在する設備については, 個別検討し記載する。</p> <p>e. 第1章 共通項目における基本的設計と個別設計の記載 「第1章 共通項目」には, 原則として基本的設計のみを記載し, 個別設計への展開は「第2章 個別項目」に記載する。ただし, 基本設計方針で明確にすべき個別設計を記載する施設(系統)区分が個別項目にない場合は, 共通項目に, 個別設計の設備がわかるように記載する。</p> <p>f. その他 (a) 項目の付番は下記のとおりとする。</p> <p>【付番の例】 2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.2.1 耐震設計 (1) 耐震設計の基本方針 a. … b. … (a) … (b) … イ. … ロ. … (イ) … (ロ) …</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																																				
	<p>4. 具体的記載を行うにあたっての注意事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="667 279 742 352">番号</th> <th data-bbox="742 279 1534 352">注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="667 363 742 436">1</td> <td data-bbox="742 363 1534 436">基本設計方針の冒頭に「概要」, 「基本事項」, 「基本的考え方」の見出しは記載しない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 447 742 489">2</td> <td data-bbox="742 447 1534 489">同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 499 742 573">3</td> <td data-bbox="742 499 1534 573">文章の語尾については, 統一的に「～設計とする。」とはせず, 文脈の流れの中で, 適切な語尾とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 583 742 688">4</td> <td data-bbox="742 583 1534 688">「～の設備を設置している。」, 「～することになっている。」等, 現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 699 742 846">5</td> <td data-bbox="742 699 1534 846">仕様表に記載しない設備は, 基本設計方針に記載する。 ただし, 設備数が多い場合は, 全部を記載すると文章が読みづらくなるため, 代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 856 742 930">6</td> <td data-bbox="742 856 1534 930">基本設計方針は, 箇条書きではなく, できるだけ文章で繋げて記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 940 742 1150">7</td> <td data-bbox="742 940 1534 1150">用語は, 事業指定及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により事業指定基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。) ただし, 用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより, 規制対象範囲が変わる場合があるため, 置き換え等の際には, 対象範囲の確認を行うこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1161 742 1350">8</td> <td data-bbox="742 1161 1534 1350">事業変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは, 基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。 例えば, 「〇〇しないよう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1360 742 1623">9</td> <td data-bbox="742 1360 1534 1623">添付六のみに記載されている「運用」については, 「本当に記載が必要か。」を判断したうえで, 以下のとおり対応する。 ・基本的には基本設計方針に記載しないが, 品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・事業指定基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは, 基本設計方針に記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1633 742 1707">10</td> <td data-bbox="742 1633 1534 1707">「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1717 742 1791">11</td> <td data-bbox="742 1717 1534 1791">基本設計方針に記載する適合性の内容は, 「主語」, 「述語」をはっきりさせ, 規制対象が何であるかを明確にする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1801 742 1833">12</td> <td data-bbox="742 1801 1534 1833">仕様が仕様表で明確な場合は, 基本設計方針には記載しない</td> </tr> </tbody> </table>	番号	注意事項	1	基本設計方針の冒頭に「概要」, 「基本事項」, 「基本的考え方」の見出しは記載しない。	2	同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。	3	文章の語尾については, 統一的に「～設計とする。」とはせず, 文脈の流れの中で, 適切な語尾とする。	4	「～の設備を設置している。」, 「～することになっている。」等, 現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)	5	仕様表 に記載しない設備は, 基本設計方針に記載する。 ただし, 設備数が多い場合は, 全部を記載すると文章が読みづらくなるため, 代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。	6	基本設計方針は, 箇条書きではなく, できるだけ文章で繋げて記載する。	7	用語は, 事業指定 及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により 事業指定 基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。) ただし, 用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより, 規制対象範囲が変わる場合があるため, 置き換え等の際には, 対象範囲の確認を行うこと。	8	事業 変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは, 基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。 例えば, 「〇〇しないよう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。	9	添付六のみに記載されている「運用」については, 「本当に記載が必要か。」を判断したうえで, 以下のとおり対応する。 ・基本的には基本設計方針に記載しないが, 品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・ 事業指定 基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは, 基本設計方針に記載する。	10	「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。	11	基本設計方針に記載する適合性の内容は, 「主語」, 「述語」をはっきりさせ, 規制対象が何であるかを明確にする。	12	仕様が 仕様表 で明確な場合は, 基本設計方針には記載しない	<p>4. 具体的記載を行うにあたっての注意事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1564 279 1638 352">番号</th> <th data-bbox="1638 279 2433 352">注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1564 363 1638 436">1</td> <td data-bbox="1638 363 2433 436">基本設計方針の冒頭に「概要」, 「基本事項」, 「基本的考え方」の見出しは記載しない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1564 447 1638 489">2</td> <td data-bbox="1638 447 2433 489">同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1564 499 1638 573">3</td> <td data-bbox="1638 499 2433 573">文章の語尾については, 統一的に「～設計とする。」とはせず, 文脈の流れの中で, 適切な語尾とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1564 583 1638 688">4</td> <td data-bbox="1638 583 2433 688">「～の設備を設置している。」, 「～することになっている。」等, 現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1564 699 1638 846">5</td> <td data-bbox="1638 699 2433 846">要目表に記載しない設備は, 基本設計方針に記載する。 ただし, 設備数が多い場合は, 全部を記載すると文章が読みづらくなるため, 代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1564 856 1638 930">6</td> <td data-bbox="1638 856 2433 930">基本設計方針は, 箇条書きではなく, できるだけ文章で繋げて記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1564 940 1638 1150">7</td> <td data-bbox="1638 940 2433 1150">用語は, 設置許可及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により設置許可基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。) ただし, 用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより, 規制対象範囲が変わる場合があるため, 置き換え等の際には, 対象範囲の確認を行うこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1564 1161 1638 1350">8</td> <td data-bbox="1638 1161 2433 1350">設置変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは, 基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。 例えば, 「〇〇しないよう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1564 1360 1638 1623">9</td> <td data-bbox="1638 1360 2433 1623">添付八のみに記載されている「運用」については, 「本当に記載が必要か。」を判断したうえで, 以下のとおり対応する。 ・基本的には基本設計方針に記載しないが, 品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・設置許可基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは, 基本設計方針に記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1564 1633 1638 1707">10</td> <td data-bbox="1638 1633 2433 1707">「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1564 1717 1638 1791">11</td> <td data-bbox="1638 1717 2433 1791">基本設計方針に記載する適合性の内容は, 「主語」, 「述語」をはっきりさせ, 規制対象が何であるかを明確にする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1564 1801 1638 1833">12</td> <td data-bbox="1638 1801 2433 1833">仕様が要目表で明確な場合は, 基本設計方針には記載しない</td> </tr> </tbody> </table>	番号	注意事項	1	基本設計方針の冒頭に「概要」, 「基本事項」, 「基本的考え方」の見出しは記載しない。	2	同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。	3	文章の語尾については, 統一的に「～設計とする。」とはせず, 文脈の流れの中で, 適切な語尾とする。	4	「～の設備を設置している。」, 「～することになっている。」等, 現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)	5	要目表 に記載しない設備は, 基本設計方針に記載する。 ただし, 設備数が多い場合は, 全部を記載すると文章が読みづらくなるため, 代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。	6	基本設計方針は, 箇条書きではなく, できるだけ文章で繋げて記載する。	7	用語は, 設置許可 及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により 設置許可 基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。) ただし, 用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより, 規制対象範囲が変わる場合があるため, 置き換え等の際には, 対象範囲の確認を行うこと。	8	設置 変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは, 基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。 例えば, 「〇〇しないよう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。	9	添付八のみに記載されている「運用」については, 「本当に記載が必要か。」を判断したうえで, 以下のとおり対応する。 ・基本的には基本設計方針に記載しないが, 品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・ 設置許可 基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは, 基本設計方針に記載する。	10	「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。	11	基本設計方針に記載する適合性の内容は, 「主語」, 「述語」をはっきりさせ, 規制対象が何であるかを明確にする。	12	仕様が 要目表 で明確な場合は, 基本設計方針には記載しない	
番号	注意事項																																																						
1	基本設計方針の冒頭に「概要」, 「基本事項」, 「基本的考え方」の見出しは記載しない。																																																						
2	同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。																																																						
3	文章の語尾については, 統一的に「～設計とする。」とはせず, 文脈の流れの中で, 適切な語尾とする。																																																						
4	「～の設備を設置している。」, 「～することになっている。」等, 現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)																																																						
5	仕様表 に記載しない設備は, 基本設計方針に記載する。 ただし, 設備数が多い場合は, 全部を記載すると文章が読みづらくなるため, 代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。																																																						
6	基本設計方針は, 箇条書きではなく, できるだけ文章で繋げて記載する。																																																						
7	用語は, 事業指定 及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により 事業指定 基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。) ただし, 用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより, 規制対象範囲が変わる場合があるため, 置き換え等の際には, 対象範囲の確認を行うこと。																																																						
8	事業 変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは, 基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。 例えば, 「〇〇しないよう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。																																																						
9	添付六のみに記載されている「運用」については, 「本当に記載が必要か。」を判断したうえで, 以下のとおり対応する。 ・基本的には基本設計方針に記載しないが, 品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・ 事業指定 基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは, 基本設計方針に記載する。																																																						
10	「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。																																																						
11	基本設計方針に記載する適合性の内容は, 「主語」, 「述語」をはっきりさせ, 規制対象が何であるかを明確にする。																																																						
12	仕様が 仕様表 で明確な場合は, 基本設計方針には記載しない																																																						
番号	注意事項																																																						
1	基本設計方針の冒頭に「概要」, 「基本事項」, 「基本的考え方」の見出しは記載しない。																																																						
2	同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。																																																						
3	文章の語尾については, 統一的に「～設計とする。」とはせず, 文脈の流れの中で, 適切な語尾とする。																																																						
4	「～の設備を設置している。」, 「～することになっている。」等, 現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)																																																						
5	要目表 に記載しない設備は, 基本設計方針に記載する。 ただし, 設備数が多い場合は, 全部を記載すると文章が読みづらくなるため, 代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。																																																						
6	基本設計方針は, 箇条書きではなく, できるだけ文章で繋げて記載する。																																																						
7	用語は, 設置許可 及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により 設置許可 基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。) ただし, 用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより, 規制対象範囲が変わる場合があるため, 置き換え等の際には, 対象範囲の確認を行うこと。																																																						
8	設置 変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは, 基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。 例えば, 「〇〇しないよう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。																																																						
9	添付八のみに記載されている「運用」については, 「本当に記載が必要か。」を判断したうえで, 以下のとおり対応する。 ・基本的には基本設計方針に記載しないが, 品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・ 設置許可 基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは, 基本設計方針に記載する。																																																						
10	「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。																																																						
11	基本設計方針に記載する適合性の内容は, 「主語」, 「述語」をはっきりさせ, 規制対象が何であるかを明確にする。																																																						
12	仕様が 要目表 で明確な場合は, 基本設計方針には記載しない																																																						

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="664 275 765 331">番号</th> <th data-bbox="765 275 1543 331">注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="664 331 765 646">13</td> <td data-bbox="765 331 1543 646"> <p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="795 415 854 499">①</td> <td data-bbox="854 415 1543 499">評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="795 499 854 646">②</td> <td data-bbox="854 499 1543 646">今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 646 765 877">14</td> <td data-bbox="765 646 1543 877"> <p>事業変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段の仕様が仕様表で明確な場合は記載しない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 877 765 1024">15</td> <td data-bbox="765 877 1543 1024"> <p>個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、仕様表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 1024 765 1140">16</td> <td data-bbox="765 1024 1543 1140"> <p>基本設計方針の記載のうち、設工認で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="664 1140 765 1367">17</td> <td data-bbox="765 1140 1543 1367"> <p>条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。</p> <p>ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	番号	注意事項	13	<p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="795 415 854 499">①</td> <td data-bbox="854 415 1543 499">評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="795 499 854 646">②</td> <td data-bbox="854 499 1543 646">今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを 設工認 の対象とする。	②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を 設工認 の対象とする。	14	<p>事業変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段の仕様が仕様表で明確な場合は記載しない。</p>	15	<p>個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、仕様表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。</p>	16	<p>基本設計方針の記載のうち、設工認で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p>	17	<p>条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。</p> <p>ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1555 275 1656 331">番号</th> <th data-bbox="1656 275 2445 331">注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1555 331 1656 646">13</td> <td data-bbox="1656 331 2445 646"> <p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1685 415 1745 499">①</td> <td data-bbox="1745 415 2445 499">評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1685 499 1745 646">②</td> <td data-bbox="1745 499 2445 646">今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1555 646 1656 877">14</td> <td data-bbox="1656 646 2445 877"> <p>設置変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段の仕様が要目表で明確な場合は記載しない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1555 877 1656 1024">15</td> <td data-bbox="1656 877 2445 1024"> <p>個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、要目表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1555 1024 1656 1140">16</td> <td data-bbox="1656 1024 2445 1140"> <p>基本設計方針の記載のうち、工事計画で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1555 1140 1656 1367">17</td> <td data-bbox="1656 1140 2445 1367"> <p>条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。</p> <p>ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	番号	注意事項	13	<p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1685 415 1745 499">①</td> <td data-bbox="1745 415 2445 499">評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1685 499 1745 646">②</td> <td data-bbox="1745 499 2445 646">今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを 工事計画 の対象とする。	②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を 工事計画 の対象とする。	14	<p>設置変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段の仕様が要目表で明確な場合は記載しない。</p>	15	<p>個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、要目表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。</p>	16	<p>基本設計方針の記載のうち、工事計画で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p>	17	<p>条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。</p> <p>ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p>	
番号	注意事項																																		
13	<p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="795 415 854 499">①</td> <td data-bbox="854 415 1543 499">評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="795 499 854 646">②</td> <td data-bbox="854 499 1543 646">今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを 設工認 の対象とする。	②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を 設工認 の対象とする。																														
①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを 設工認 の対象とする。																																		
②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を 設工認 の対象とする。																																		
14	<p>事業変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段の仕様が仕様表で明確な場合は記載しない。</p>																																		
15	<p>個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、仕様表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。</p>																																		
16	<p>基本設計方針の記載のうち、設工認で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p>																																		
17	<p>条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。</p> <p>ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p>																																		
番号	注意事項																																		
13	<p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1685 415 1745 499">①</td> <td data-bbox="1745 415 2445 499">評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1685 499 1745 646">②</td> <td data-bbox="1745 499 2445 646">今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを 工事計画 の対象とする。	②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を 工事計画 の対象とする。																														
①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを 工事計画 の対象とする。																																		
②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を 工事計画 の対象とする。																																		
14	<p>設置変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段の仕様が要目表で明確な場合は記載しない。</p>																																		
15	<p>個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、要目表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。</p>																																		
16	<p>基本設計方針の記載のうち、工事計画で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p>																																		
17	<p>条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。</p> <p>ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p>																																		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領		備考						
	番号	注意事項	番号	注意事項							
	18	事業変更許可に記載している概略図の読み込みは、基本設計方針に記載せず、 設工認 申請書の添付書類として配置図、系統図等で記載する。	18	設置変更許可に記載している概略図の読み込みは、基本設計方針に記載せず、 工事計画認可 申請書の添付書類として配置図、系統図等で記載する。							
	19	<p>技術基準規則への適合性を示す上で、法令、規格・基準等が判断基準、遵守することを要求される場合は、基本設計方針に記載する。 なお、記載に当たっては以下のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の審査ガイドは今後の改訂による最新基準への適合を踏まえ、基本設計方針に、審査ガイド名、制定日、発行番号を記載する。 ・特定の版を使用する場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。 ・上記以外の法令、規格及び基準や計算で使用する許容値等の引用規格は、必要に応じて準拠法令表や添付説明書に記載することとし、基本設計方針に記載しない。 	19	<p>技術基準規則の解釈に示された指針・N I S A文書・他省令の呼び込みがある場合は、以下の要領で記載を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1715 583 2427 1129"> <tr> <td data-bbox="1715 583 1795 699">(1)</td> <td data-bbox="1795 583 2427 699">設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1715 699 1795 989">(2)</td> <td data-bbox="1795 699 2427 989">監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号(必要時)を記載する。(例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1715 989 1795 1129">(3)</td> <td data-bbox="1795 989 2427 1129">解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題(必要に応じ、上位の表題でも可能)で記載する。</td> </tr> </table>	(1)	設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。	(2)	監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号(必要時)を記載する。(例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。)	(3)	解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題(必要に応じ、上位の表題でも可能)で記載する。	
(1)	設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。										
(2)	監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号(必要時)を記載する。(例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。)										
(3)	解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題(必要に応じ、上位の表題でも可能)で記載する。										
	20	J E A C等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わない。	20	J E A C等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わない。							
	21	<p>表現の注意点について 基本設計方針の本文中に「事業変更許可添付六に規定された仕様を満たす…」の表現はしない。 (添付六(添付五)の記載は、基本、規制対象外として扱う。)</p>	21	<p>表現の注意点について 基本設計方針の本文中に「設置変更許可添付八に規定された仕様を満たす…」の表現はしない。 (添付八の記載は、基本、規制対象外として扱う。)</p>							
	<p>5. 「事業指定基準規則」及び「技術基準規則」と「基本設計方針」及び「添付書類」等との関係について</p> <p>基本設計方針の作成にあたり「事業指定基準規則」及び「技術基準規則」と「基本設計方針」及び「添付書類」等との関係を示すフローを以下に示す。 なお、基本設計方針の作成にあたっては、品質保証のプロセスを経て作成する。</p>		<p>5. 「設置許可基準規則」及び「技術基準規則」と「基本設計方針」及び「添付書類」等との関係について</p> <p>基本設計方針の作成にあたり「設置許可基準規則」及び「技術基準規則」と「基本設計方針」及び「添付書類」等との関係を示すフローを以下に示す。 なお、基本設計方針の作成にあたっては、品質保証のプロセスを経て作成する。</p>		<p>1. 【基本的考え方】に合わせて修正</p>						

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考										
	<p>事業指定基準規則及び技術基準規則と設工認申請書基本設計方針及び添付書類の関係を示すフロー</p> <p>【設備の詳細設計】 事業指定基準規則</p> <p>事業指定基準規則と技術基準規則の要求事項を比較し、設工認申請書への取組の有無を検討する。</p> <p>技術基準への適合性確認 (品質保証プロセス) 「技術基準規則」の要求事項に対する適合性を原則基本設計方針に記載する。 記載内容は「事業変更許可申請書本文」の記載を基本とし、技術基準規則への適合性を示すため詳細設計として必要な記載については、「添付六」の記載についても考慮する。 技術基準規則、事業変更許可申請書本文並びに事業変更許可申請書添付六と基本設計方針を対比する「要求事項との対比表」により適合性を示す。</p> <table border="1"> <tr> <td>技術基準規則</td> <td>基本設計方針</td> <td>事業変更許可本文</td> <td>事業変更許可添付六</td> <td>備考</td> </tr> </table> <p>添付書類等への取組</p> <p>設工認申請書基本設計方針</p> <p>詳細設計である技術基準規則の要求事項に対して品質保証のプロセスにて選定した記載内容に於いて基本設計方針を記載する</p> <p>保安規定</p> <p>社内規定</p>	技術基準規則	基本設計方針	事業変更許可本文	事業変更許可添付六	備考	<p>設置許可基準規則及び技術基準規則と工事計画認可申請書基本設計方針及び添付書類の関係を示すフロー</p> <p>【プラントの基本設計方針】 設置許可基準規則及び解釈</p> <p>設置許可基準規則と技術基準規則の要求事項を比較し、工事計画認可申請書への取組の有無を検討する。</p> <p>技術基準への適合性確認 (品質保証プロセス) 「技術基準規則及びその解釈」の要求事項に対する適合性を原則基本設計方針に記載する。 記載内容は、「設置変更許可申請書本文」の記載を基本とし、技術基準規則及びその解釈への適合性を示すため詳細設計として必要な記載については、「添付八」の記載についても考慮する。 技術基準規則及びその解釈、設置変更許可申請書本文並びに設置変更許可申請書添付八と基本設計方針を対比する「要求事項との対比表」により適合性を示す。</p> <table border="1"> <tr> <td>技術基準規則</td> <td>基本設計方針</td> <td>設置変更許可本文</td> <td>設置変更許可添付八</td> <td>備考</td> </tr> </table> <p>添付書類等への取組</p> <p>工事計画認可申請書基本設計方針</p> <p>詳細設計である技術基準規則の要求事項に対して品質保証のプロセスにて選定した記載内容に於いて基本設計方針を記載する</p> <p>保安規定</p> <p>社内規定</p>	技術基準規則	基本設計方針	設置変更許可本文	設置変更許可添付八	備考	
技術基準規則	基本設計方針	事業変更許可本文	事業変更許可添付六	備考									
技術基準規則	基本設計方針	設置変更許可本文	設置変更許可添付八	備考									

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>6. 基本設計方針に添付する「主要設備リスト」及び「兼用設備リスト」のフォーマットについて</p> <p>施設ごとの主要な設備（仕様表記載設備、安全上重要な施設、重大事故等対処施設等）について、設計基準対象施設と重大事故等対処設備との使用区分を識別するため耐震重要度分類、機器の種類、設備分類を記載した「表1 主要設備リスト」を添付する。</p> <p>また、兼用する設備のうち兼用先の施設／設備（系統）区分において主要設備リストに記載されない設備（仕様表記載対象外設備）については、「表2 兼用設備リスト」に示す。</p> <p>(1) 主要設備リストの資料構成 主要設備リストのフォーマットは、基本設計方針と同様に変更前後の形式とし、記載順については仕様表の記載順とする。設備リストの「設備（系統）区分」及び「機器区分」については、事業変更許可申請書の設備名及び機器名を記載し、「名称」は仕様表の名称と整合性を図る。</p> <p>(2) 兼用設備リストの資料構成 兼用設備リストには、主要設備リストのフォーマットに「主たる機能の施設／設備（系統）区分」の項目を追加する。「主たる機能の施設／設備（系統）区分」には兼用設備の主たる機能を使用する施設／設備（系統）区分（主施設）を記載する。</p> <p>(3) 設計基準対象施設の記載内容 当該設備（系統）区分において、設計基準対象の施設として使用する各設備については、「耐震重要度分類」及び「機器の種類」を記載する。 耐震重要度分類は技術基準規則の規定による。</p> <p>また、耐震重要度B、Cの設備のうち、事業指定基準規則の解釈（別記2）や発電炉における審査ガイドによって基準地震動による評価が必要となる設備等についてはそれぞれ略語を定義し、通常の耐震重要度B、Cの設備と区別する。略語の定義について次の表に示す。</p>	<p>6. 基本設計方針に添付する「主要設備リスト」及び「兼用設備リスト」のフォーマットについて</p> <p>施設ごとの主要な設備（要目表記載設備）について、設計基準対象施設と重大事故等対処設備との使用区分を識別するため耐震重要度分類、機器クラス、設備分類を記載した「表1 主要設備リスト」を添付する。</p> <p>また、兼用する設備のうち兼用先の施設／設備（系統）区分において主要設備リストに記載されない設備（要目表記載対象外設備）については、「表2 兼用設備リスト」に示す。</p> <p>(1) 主要設備リストの資料構成 主要設備リストのフォーマットは、基本設計方針と同様に変更前後の形式とし、記載順については要目表の記載順とする。設備リストの「設備（系統）区分」及び「機器区分」については、別表第二の設備別記載事項の設備名及び機器名を記載し、「名称」は要目表の名称と整合性を図る。</p> <p>(2) 兼用設備リストの資料構成 兼用設備リストには、主要設備リストのフォーマットに「主たる機能の施設／設備（系統）区分」の項目を追加する。「主たる機能の施設／設備（系統）区分」には兼用設備の主たる機能を使用する施設／設備（系統）区分（主施設）を記載する。</p> <p>(3) 設計基準対象施設の記載内容 当該設備（系統）区分において、設計基準対象施設として使用する各設備については、「耐震重要度分類」及び「機器クラス」を記載する。 耐震重要度分類は技術基準規則の規定による。なお、耐震重要度Sの設備のうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については要求事項が異なるため、S*として通常の耐震重要度Sの設備と区別する。</p> <p>また、耐震重要度B、Cの設備のうち、設置許可基準規則の解釈（別記2）や審査ガイドの要求によって基準地震動による評価が必要となる設備等についてはそれぞれ略語を定義し、通常の耐震重要度B、Cの設備と区別する。略語の定義について次の表に示す。</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕様表記載設備、安全上重要な施設、重大事故等対処施設等には、仕様表記載設備、安重、SA設備、1.2Ss対象設備、波及的影響を考慮する設備、説明書で評価を行う設備（既認可含む）、ADRB記載設備が含まれる。 当社施設においては、該当設備無し。

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																							
	<p>(特殊な耐震重要度B, Cの施設)</p> <table border="1" data-bbox="667 451 1531 1066"> <thead> <tr> <th>略語</th> <th>注記の記載</th> <th>設備の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B-1</td> <td>Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B-2</td> <td>Bクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して負圧維持、可溶性中性子吸収材緊急供給系の支援機能等を保持できる設計とするもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C-1</td> <td>Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C-2</td> <td>Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して冷却水の漏えい防止、崩壊熱除去機能等を保持できる設計とするもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C-3</td> <td>Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水・薬品伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	略語	注記の記載	設備の例	B-1	Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの		B-2	Bクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して負圧維持、可溶性中性子吸収材緊急供給系の支援機能等を保持できる設計とするもの		C-1	Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの		C-2	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して冷却水の漏えい防止、崩壊熱除去機能等を保持できる設計とするもの		C-3	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水・薬品伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの		<p>(特殊な耐震重要度B, Cの施設)</p> <table border="1" data-bbox="1561 304 2433 1029"> <thead> <tr> <th>略語</th> <th>注記の記載</th> <th>設備の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B-1</td> <td>Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの</td> <td>燃料プール 冷却浄化系 熱交換器</td> </tr> <tr> <td>B-2</td> <td>Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの</td> <td>燃料取替機</td> </tr> <tr> <td>B-3</td> <td>Bクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して使用済燃料プールの冷却、給水機能を保持できる設計とするもの</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C-1</td> <td>Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C-2</td> <td>Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの</td> <td>原子炉建屋 原子炉棟 水密扉</td> </tr> <tr> <td>C-3</td> <td>Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して非常時における海水の取水機能を保持できる設計とするもの</td> <td>取水構造物</td> </tr> </tbody> </table>	略語	注記の記載	設備の例	B-1	Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動S _d に2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの	燃料プール 冷却浄化系 熱交換器	B-2	Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの	燃料取替機	B-3	Bクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して使用済燃料プールの冷却、給水機能を保持できる設計とするもの	—	C-1	Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの	—	C-2	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの	原子炉建屋 原子炉棟 水密扉	C-3	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して非常時における海水の取水機能を保持できる設計とするもの	取水構造物	<p>• B共振は評価書を添付しないため、主要設備リスト作成対象外とする。</p> <p>• 既認可から存在するものをC-2、新規要求をC-3として順番入れ替え</p>
略語	注記の記載	設備の例																																								
B-1	Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの																																									
B-2	Bクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して負圧維持、可溶性中性子吸収材緊急供給系の支援機能等を保持できる設計とするもの																																									
C-1	Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの																																									
C-2	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して冷却水の漏えい防止、崩壊熱除去機能等を保持できる設計とするもの																																									
C-3	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水・薬品伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの																																									
略語	注記の記載	設備の例																																								
B-1	Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動S _d に2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの	燃料プール 冷却浄化系 熱交換器																																								
B-2	Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの	燃料取替機																																								
B-3	Bクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して使用済燃料プールの冷却、給水機能を保持できる設計とするもの	—																																								
C-1	Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの	—																																								
C-2	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの	原子炉建屋 原子炉棟 水密扉																																								
C-3	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して非常時における海水の取水機能を保持できる設計とするもの	取水構造物																																								
	<p>火災防護設備及び溢水防護設備等は、防護対象が設計基準対象施設及び重大事故等対処設備である場合、設計基準対象施設として分類する。 これら設備リストに記載する「略語の定義」について別紙6に示す。</p> <p style="text-align: center;">別紙6は別途添付</p>	<p>機器クラス区分のうち、クラス1～4機器、原子炉格納容器及び炉心支持構造物については技術基準規則の規定による。発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の規定を準用するものについては「火力技術基準」とする。</p> <p>容器、管、ポンプ、弁又は支持構造物のうちクラスを持たない機器については、「Non」とする。容器、管、ポンプ、弁又は支持構造物以外のものは「—」と記載する。また、当該設備（系統）区分において、設計基準対象施設として使用しないものについても「—」と記載する。</p> <p>火災防護設備及び浸水防護設備等は、防護対象が設計基準対象施設及び重大事故等対処設備である場合、設計基準対象施設として分類する。 これら設備リストに記載する「略語の定義」について別紙6に示す。</p>	<p>• 当社施設該当なし</p>																																							

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(4) 重大事故等対処設備の記載内容 <u>当該設備（系統）区分において，重大事故等対処設備として使用する各設備については，変更後の「設備分類」を記載する。「設備分類」については設置変更許可添付六との整合性を図る。</u> <u>なお，重大事故等対処設備のうち常設耐震重要重大事故等対処設備を「常設耐震」，常設耐震重要重大事故等対処以外の重要重大事故等対処設備を「常設」，可搬型重要重大事故等対処設備を「可搬」とする。また，1.2Ssの評価対象設備の場合は「〇〇／1.2Ss」と併記する。</u></p> <p>(5) 主要設備リスト及び兼用設備リストの記載例 <u>主要設備リスト及び兼用設備リストの記載例を別紙5に示す。</u></p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; background-color: yellow; width: fit-content; margin: 10px auto;">別紙5は別途添付</div>	<p>(4) 重大事故等対処設備の記載内容 当該設備（系統）区分において，重大事故等対処設備として使用する各設備については，変更後の「設備分類」及び「重大事故等機器クラス」を記載する。「設備分類」及び「重大事故等機器クラス」については設置変更許可添付八との整合性を図る。なお，重大事故防止設備のうち可搬型のものを「可搬／防止」，重大事故緩和設備のうち可搬型のものを「可搬／緩和」とし，それ以外の可搬型重大事故等対処設備を「可搬／その他」とする。 「重大事故等機器クラス」において，容器，管，ポンプ，弁又は支持構造物以外のものは「－」と記載する。また，当該設備（系統）区分において，重大事故等対処設備として使用しないものについても「－」と記載する。</p> <p>(5) 主要設備リスト及び兼用設備リストの記載例 主要設備リスト及び兼用設備リストの記載例を別紙5に示す。</p>	<p>・当社施設に置き換え修正 (1.2Ssについても明確化)</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	別紙1	別紙1	
	<u>基本設計方針目次 (記載例: 再処理施設)</u>	基本設計方針目次	
第1章 共通項目	第1章 共通項目	第1章 共通項目	
1. 核燃料物質の臨界防止 (第4条)	1. 核燃料物質の臨界防止 (第4条)	1. 地盤等	敷地関係で まとめた
2. 安全機能を有する施設の地盤 (第5条)	2. 安全機能を有する施設の地盤 (第5条)	1.1 地盤 (第4条, 第49条) 1.2 急傾斜地の崩壊の防止 (第10条)	
3. 自然現象	3. 自然現象	2. 自然現象	自然現象で まとめた
3.1 地震による損傷の防止 (第6条)	3.1 地震による損傷の防止 (第6条)	2.1 地震による損傷の防止 (第5条, 第50条)	
3.1.1 耐震設計	3.1.1 耐震設計	2.1.1 耐震設計	
3.2 津波による損傷の防止 (第7条)	3.2 津波による損傷の防止 (第7条)	2.1.2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針	
3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 (第8条)	3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 (第8条)	2.2 津波による損傷の防止 (第6条, 第51条)	
3.3.1 外部からの衝撃により防護すべき施設	3.3.1 外部からの衝撃により防護すべき施設	2.3 外部からの衝撃による損傷の防止 (第7条, 第54条)	
3.3.2 設計方針	3.3.2 設計方針	2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設	
		2.3.2 設計基準事故時及び重大事故等時に生じる荷重の組合せ	
		2.3.3 設計方針	
4. 閉じ込めの機能 (第10条)	4. 閉じ込めの機能 (第10条)	3. 火災	
5. 火災等による損傷の防止 (第11条)	5. 火災等による損傷の防止 (第11条)	3.1 火災による損傷の防止 (第11条, 第52条)	
6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止 (第12条)	6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止 (第12条)	4 溢水等	
7. 再処理施設内における科学薬品の漏えいによる損傷の防止 (第13条)	7. 再処理施設内における科学薬品の漏えいによる損傷の防止 (第13条)	4.1 溢水等による損傷の防止 (第12条, 第54条)	
8. 遮蔽 (第27条)	8. 遮蔽 (第27条)	5. 設備に対する要求	
9. 設備に対する要求	9. 設備に対する要求	5.1 安全設備, 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 (第14条, 第15条, 第54条)	設備に対す る要求でま まとめた
9.1 安全機能を有する施設 (第16条)	9.1 安全機能を有する施設 (第16条)	5.1.1 通常運転時の一般要求	
9.2 材料及び構造 (第17条)	9.2 材料及び構造 (第17条)	5.1.2 多様性, 位置的分散等	
9.3 搬送設備 (第18条)	9.3 搬送設備 (第18条)	5.1.3 悪影響防止等	
10. その他	10. その他	5.1.4 容量等	
10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止 (第9条)	10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止 (第9条)	5.1.5 環境条件等	
10.2 安全避難通路等 (第14条)	10.2 安全避難通路等 (第14条)	5.1.6 操作性及び試験・検査性	
		5.2 材料及び構造等 (第17条, 第55条)	
		5.2.1 材料について	
		5.2.2 構造及び強度について	
		5.2.3 主要な耐圧部の溶接部 (溶接金属部及び熱影響部をいう。) について	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本設計方針】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<p>5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止 (第18条, 第56条)</p> <p>5.4 耐圧試験等 (第21条, 第58条)</p> <p>5.5 安全弁等 (第20条, 第57条)</p> <p>5.6 逆止め弁 (第30条)</p> <p>5.7 内燃機関 (第48条, 第78条)</p> <p>5.7.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>5.7.2 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>5.8 電気設備の設計条件 (第48条, 第78条)</p> <p>5.8.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>5.8.2 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>6. その他</p> <p>6.1 立ち入りの防止 (第8条)</p> <p>6.2 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 (第9条)</p> <p>6.3 安全避難通路等 (第13条)</p> <p>6.4 放射性物質による汚染の防止 (第41条)</p>	<p>設備に対する要求でまとめた</p> <p>その他でまとめた</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>第2章 個別項目</p> <p>○使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 (第19条)</p> <p>○再処理設備本体</p> <p>2. 再処理設備本体</p> <p>2.1 せん断処理施設</p> <p>2.2 溶解施設</p> <p>2.3 分離施設</p> <p>2.4 精製施設</p> <p>2.5 脱硝施設</p> <p>2.6 酸及び溶媒の回収施設</p> <p>○製品貯蔵設備</p> <p>3. 製品貯蔵施設 (第19条)</p> <p>○計測制御系統施設</p> <p>4. 計測制御系統施設 (第20, 22, 23, 47, 48条)</p> <p>○放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>5. 放射性廃棄物の廃棄施設 (第24, 25, 28条)</p> <p>○放射線管理施設</p> <p>6. 放射線管理施設 (第21, 49条)</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>○原子炉本体</p> <p>1. 炉心等 (第23, 24条)</p> <p>2. 原子炉圧力容器</p> <p>2.1 原子炉圧力容器本体 (第14, 17, 23, 27条)</p> <p>2.2 監視試験片 (第22条)</p> <p>3. 流体振動等による損傷の防止 (第19条)</p> <p>○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>1. 燃料取扱設備 (第26条)</p> <p>2. 燃料貯蔵設備 (第26条)</p> <p>3. 計測装置等 (第34, 47, 69, 73条)</p> <p>4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 (第26, 69, 70, 71条)</p> <p>4.1 燃料プール冷却浄化系</p> <p>4.2 代替燃料プール注水系</p> <p>4.2.1 使用済燃料プール注水</p> <p>4.2.2 使用済燃料プールスプレイ</p> <p>4.3 代替燃料プール冷却系</p> <p>4.4 原子炉建屋放水設備</p> <p>4.4.1 大気への拡散抑制</p> <p>4.4.2 海洋への拡散抑制</p> <p>4.5 使用済燃料プールの水質維持</p> <p>4.6 使用済燃料プール接続配管</p> <p>4.7 水源, 代替水源供給設備</p> <p>4.7.1 重大事故等の収束に必要な水源</p> <p>4.7.2 代替水源供給設備</p> <p>○原子炉冷却系統施設 (蒸気タービンを除く。)</p> <p>1. 原子炉冷却材 (第25条)</p> <p>2. 原子炉冷却材再循環設備 (第33条)</p> <p>2.1 原子炉冷却材再循環系</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>○その他再処理設備の附属施設</p> <p>7. その他再処理設備の附属施設</p> <p>7.1 電気設備 (第29, 46条)</p> <p>7.2 圧縮空気設備</p> <p>7.3 給水処理設備</p> <p>7.4 冷却水設備</p> <p>7.5 分析設備</p> <p>7.6 化学薬品貯蔵供給設備</p> <p>7.7 火災防護設備</p> <p>7.8 竜巻防護対策設備</p> <p>7.9 溢水防護設備</p> <p>7.10 化学薬品防護設備</p> <p>7.11 補機駆動用燃料補給設備</p> <p>7.12 放出抑制設備</p> <p>7.13 緊急時対策所 (第30, 50条)</p> <p>7.14 通信連絡設備 (第31, 51条)</p>	<p>3. 原子炉冷却材の循環設備 (第20, 27, 28, 32, 33, 57, 61条)</p> <p>3.1 主蒸気系, 復水給水系等</p> <p>3.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ</p> <p>3.3 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等</p> <p>3.4 逃がし安全弁の機能</p> <p>3.4.1 逃がし安全弁の容量</p> <p>3.4.2 過渡時自動減圧機能</p> <p>3.4.3 逃がし安全弁 (操作対象弁) の機能回復</p> <p>3.4.4 原子炉冷却材の漏えい量抑制</p> <p>4. 残留熱除去設備 (第26, 33, 61, 62, 63, 71条)</p> <p>4.1 残留熱除去系</p> <p>4.2 格納容器圧力逃がし装置</p> <p>4.3 耐圧強化ベント系</p> <p>4.4 水源, 代替水源供給設備</p> <p>5. 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 (第32, 60, 61, 62, 71条)</p> <p>5.1 高圧炉心スプレイ系及び低圧炉心スプレイ系</p> <p>5.2 原子炉隔離時冷却系</p> <p>5.3 低圧注水系</p> <p>5.4 ほう酸水注入系</p> <p>5.5 高圧代替注水系</p> <p>5.6 低圧代替注水系</p> <p>5.6.1 低圧代替注水系 (常設) による原子炉注水</p> <p>5.6.2 低圧代替注水系 (可搬型) による原子炉注水</p> <p>5.7 代替循環冷却系</p> <p>5.8 水源, 代替水源供給設備</p> <p>6. 原子炉冷却材補給設備 (第33, 61条)</p> <p>6.1 原子炉隔離時冷却系</p> <p>7. 原子炉補機冷却設備 (第33, 62, 63, 64, 65, 66, 69条)</p> <p>7.1 残留熱除去系海水系</p> <p>7.2 緊急用海水系</p> <p>8. 原子炉冷却材浄化設備 (第29, 33条)</p> <p>8.1 原子炉冷却材浄化系</p> <p>9. 原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えいを監視する装置 (第28条)</p> <p>10. 流体振動等による損傷の防止 (第19条)</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 蒸気タービン <ul style="list-style-type: none"> 1. 蒸気タービン (第31条) <ul style="list-style-type: none"> 1.1 蒸気タービン本体 1.2 蒸気タービンの付属設備 ○ 計測制御系統施設 <ul style="list-style-type: none"> 1. 計測制御系統施設 (第33, 36, 37, 59条) <ul style="list-style-type: none"> 1.1 反応度制御系統及び原子炉停止系統共通 1.2 制御棒及び制御棒駆動系 1.3 再循環流量制御系 1.4 ほう酸水注入系 1.5 原子炉圧力制御系 1.6 原子炉給水制御系 2. 計測装置等 (第34, 47, 67, 68, 73条) <ul style="list-style-type: none"> 2.1 計測装置 <ul style="list-style-type: none"> 2.1.1 通常運転時, 運転時の異常な過渡変化時及び重大事故等時における計測 2.1.2 原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の計測 2.1.3 格納容器フィルタベント設備排気経路内の水素濃度の計測 2.1.4 原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟に漏えいした水素濃度の計測 2.1.5 静的触媒式水素再結合器の作動状態監視 2.2 警報装置等 2.3 計測結果の表示, 記録及び保存 2.4 電源喪失時の計測 3. 安全保護装置等 (第35, 38, 59, 61条) <ul style="list-style-type: none"> 3.1 安全保護装置 <ul style="list-style-type: none"> 3.1.1 安全保護装置の機能及び構成 3.1.2 安全保護装置の不正アクセス行為等の被害の防止 3.2 ATWS緩和設備 (代替制御棒挿入機能) 3.3 ATWS緩和設備 (代替再循環系ポンプトリップ機能) 3.4 過渡時自動減圧機能 3.5 自動減圧機能作動阻止 3.6 試験及び検査 	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<p>4. 通信連絡設備 (第46, 47, 76, 77条)</p> <p>4.1 通信連絡設備 (発電所内)</p> <p>4.2 通信連絡設備 (発電所外)</p> <p>5. 制御用空気設備 (第61条)</p> <p>5.1 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>○ 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>1. 廃棄物貯蔵設備, 廃棄物処理設備 (第29, 39, 40, 41条)</p> <p>1.1 廃棄物貯蔵設備</p> <p>1.2 廃棄物処理設備</p> <p>1.3 汚染拡大防止</p> <p>1.3.1 流体状の放射性廃棄物の漏えいし難い構造及び漏えいの拡大防止</p> <p>1.3.2 固体状の放射性廃棄物の汚染拡大防止</p> <p>1.4 排水路</p> <p>2. 警報装置等 (第47条)</p> <p>○ 放射線管理施設</p> <p>1. 放射線管理施設</p> <p>1.1 放射線管理用計測装置 (第34, 47, 67, 69, 73, 75, 76条)</p> <p>1.1.1 プロセスモニタリング設備</p> <p>1.1.2 エリアモニタリング設備</p> <p>1.1.3 固定式周辺モニタリング設備</p> <p>1.1.4 移動式周辺モニタリング設備</p> <p>1.1.5 環境測定装置</p> <p>2. 換気設備, 生体遮蔽装置等</p> <p>2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 (第38, 74, 76条)</p> <p>2.2 換気設備 (第14, 38, 43, 74, 76条)</p> <p>2.2.1 中央制御室換気系</p> <p>2.2.2 緊急時対策所換気系</p> <p>2.2.3 原子炉建屋常用換気系</p> <p>2.2.4 タービン建屋換気系</p> <p>2.2.5 廃棄物処理棟換気系</p> <p>2.2.6 廃棄物処理建屋換気系</p> <p>2.2.7 サービス建屋換気系</p> <p>2.2.8 固体廃棄物作業建屋換気系</p> <p>2.3 生体遮蔽装置等 (第38, 42, 63, 65, 67, 74, 76条)</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<p>○ 原子炉格納施設</p> <p>1. 原子炉格納容器</p> <p>1.1 原子炉格納容器本体等 (第44, 63, 64, 65, 66条)</p> <p>1.2 原子炉格納容器隔離弁 (第44 条)</p> <p>2. 原子炉建屋</p> <p>2.1 原子炉建屋原子炉棟等 (第26, 44, 68, 74条)</p> <p>3. 圧力低減設備その他の安全設備</p> <p>3.1 真空破壊装置 (第20, 57, 63, 64, 65, 66条)</p> <p>3.2 原子炉格納容器安全設備 (第14, 44, 64, 65, 66, 70条)</p> <p>3.2.1 格納容器スプレイ冷却系</p> <p>3.2.2 サプレッション・プール冷却系</p> <p>3.2.3 ほう酸水注入系</p> <p>3.2.4 代替格納容器スプレイ冷却系</p> <p>3.2.5 代替循環冷却系</p> <p>3.2.6 格納容器下部注水系</p> <p>3.2.7 ペDESTAL排水系</p> <p>3.2.8 高圧代替注水系</p> <p>3.2.9 低圧代替注水系</p> <p>3.2.10 原子炉建屋放水設備</p> <p>3.3 放射性物質濃度制御設備 (第14, 26, 43, 44, 68, 74条)</p> <p>3.3.1 原子炉建屋ガス処理系</p> <p>3.4 可燃性ガス濃度制御設備 (第44, 63, 65, 67, 68条)</p> <p>3.4.1 可燃性ガス濃度制御系</p> <p>3.4.2 水素濃度抑制系</p> <p>3.4.3 窒素ガス代替注入系</p> <p>3.5 原子炉格納容器調気設備 (第44, 67条)</p> <p>3.5.1 不活性ガス系</p> <p>3.6 圧力逃がし装置 (第65, 67条)</p> <p>3.6.1 格納容器圧力逃がし装置</p> <p>3.7 水源, 代替水源供給設備 (第71条)</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<p>○ 非常用電源設備</p> <p>1. 非常用電源設備の電源系統</p> <p>1.1 非常用電源系統 (第45条)</p> <p>1.2 代替所内電気系統 (第72条)</p> <p>2. 交流電源設備</p> <p>2.1 非常用交流電源設備 (第45, 72条)</p> <p>2.2 常設代替交流電源設備 (第72条)</p> <p>2.3 緊急時対策所用発電機 (第76条)</p> <p>2.4 可搬型代替交流電源設備 (第72条)</p> <p>2.5 窒素供給装置用電源車 (第63, 65, 67条)</p> <p>3. 直流電源設備及び計測制御用電源設備</p> <p>3.1 常設直流電源設備 (第16, 45, 72条)</p> <p>3.2 可搬型代替直流電源設備 (第72条)</p> <p>3.3 緊急時対策所用蓄電池 (第76条)</p> <p>3.4 可搬型蓄電池 (第61条)</p> <p>3.5 計測制御用電源設備 (第45条)</p> <p>4. 燃料設備</p> <p>4.1 軽油貯蔵タンクから非常用ディーゼル発電機等への給油 (第45, 72条)</p> <p>4.2 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油 (第72条)</p> <p>4.3 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機への給油 (第76条)</p> <p>4.4 可搬型設備用軽油タンク</p> <p>○ 常用電源設備 (第45条)</p> <p>1. 保安電源設備</p> <p>1.1 発電所構内における電気系統の信頼性確保</p> <p>1.1.1 機器の損壊, 故障その他の異常の検知と拡大防止</p> <p>1.1.2 1相の電路の開放に対する検知及び電力の安定性回復</p> <p>1.2 電線路の独立性及び物理的分離</p> <p>1.3 発電用原子炉施設への電力供給確保</p> <p>○ 補助ボイラー (第48条)</p> <p>1. 所内ボイラ</p> <p>1.1 所内ボイラの機能</p> <p>1.2 所内ボイラの設計条件から各機器への給油 (第63, 65, 67, 72条)</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災防護設備 (第11, 52条) 1. 火災防護設備の基本設計方針 ○ 浸水防護施設 (第6, 12, 51, 54条) 1. 津波による損傷の防止 <ul style="list-style-type: none"> 1.1 耐津波設計の基本方針 1.2 入力津波の設定 1.3 津波防護対策 1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止 <ul style="list-style-type: none"> 2.1 溢水防護等の基本方針 2.2 防護すべき設備の設定 2.3 溢水源及び溢水量の設定 2.4 溢水防護区画及び溢水経路の設定 2.5 防護すべき設備を内包する建屋内及びエリア内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 2.6 防護すべき設備を内包する建屋外及びエリア外で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 2.7 管理区域外への漏えい防止に関する溢水評価及び防護設計方針 2.8 溢水防護上期待する浸水防護施設の構造強度設計 ○ 補機駆動用燃料設備 (第11, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 69, 70, 71条) 1. 補機駆動用燃料設備 ○ 非常用取水設備 (第6, 33, 62, 63, 64, 65, 66, 69, 70, 71条) 1. 非常用取水設備の基本設計方針 ○ 緊急時対策所 (第46, 76条) 1. 緊急時対策所 <ul style="list-style-type: none"> 1.1 緊急時対策所の設置等 	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	(省略)	各施設の基本設計方針記載事項と技術基準規則の各条文との対比一覧表 (省略)	・最終ページに添付

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考								
	<p style="text-align: right;">別紙 2</p> <p>再処理施設の基本設計方針 第 2 章 個別項目 目次</p> <table border="1" data-bbox="667 415 1573 1801"> <thead> <tr> <th data-bbox="667 415 1121 453">基本設計方針 第 2 章 個別項目</th> <th data-bbox="1121 415 1573 453">事業変更許可申請書 目次 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="667 453 1121 1801">1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</td> <td data-bbox="1121 453 1573 1801"> 四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 ハ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (1) 構造 (i) 設計基準対象の施設 (a) 使用済燃料の受入れ施設 (b) 使用済燃料の貯蔵施設 (ii) 重大事故等対処設備 (a) 代替注水設備 (b) スプレイ設備 (c) 漏えい抑制設備 (d) 臨界防止設備 (e) 監視設備 (2) 主要な設備及び機器の種類 (i) 設計基準対象の施設 (a) 使用済燃料受入れ設備 (b) 使用済燃料貯蔵設備 (ii) 重大事故等対処設備 (a) 代替注水設備 (b) スプレイ設備 (c) 漏えい抑制設備 (d) 臨界防止設備 (e) 監視設備 (3) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類並びにその種類ごとの最大受入能力及び最大貯蔵能力 (i) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類 (a) 濃縮度 (b) 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間 (c) 使用済燃料集合体最高燃焼度 (d) 使用済燃料集合体の照射前の構造 </td> </tr> </tbody> </table>	基本設計方針 第 2 章 個別項目	事業変更許可申請書 目次 (参考)	1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 ハ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (1) 構造 (i) 設計基準対象の施設 (a) 使用済燃料の受入れ施設 (b) 使用済燃料の貯蔵施設 (ii) 重大事故等対処設備 (a) 代替注水設備 (b) スプレイ設備 (c) 漏えい抑制設備 (d) 臨界防止設備 (e) 監視設備 (2) 主要な設備及び機器の種類 (i) 設計基準対象の施設 (a) 使用済燃料受入れ設備 (b) 使用済燃料貯蔵設備 (ii) 重大事故等対処設備 (a) 代替注水設備 (b) スプレイ設備 (c) 漏えい抑制設備 (d) 臨界防止設備 (e) 監視設備 (3) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類並びにその種類ごとの最大受入能力及び最大貯蔵能力 (i) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類 (a) 濃縮度 (b) 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間 (c) 使用済燃料集合体最高燃焼度 (d) 使用済燃料集合体の照射前の構造	<p style="text-align: right;">別紙 2</p> <p>原子炉本体の基本設計方針 第 2 章 個別項目 目次</p> <table border="1" data-bbox="1596 415 2564 1192"> <thead> <tr> <th data-bbox="1596 415 2083 453">基本設計方針 第 2 章 個別項目</th> <th data-bbox="2083 415 2564 453">実用炉規則別表第二 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1596 453 2083 1192"> 1. 炉心等 2. 原子炉压力容器 2.1 原子炉压力容器本体 2.2 監視試験片 3. 流体振動等による損傷の防止 </td> <td data-bbox="2083 453 2564 1192"> 1. 炉型式、定格熱出力等 2. 炉心 (1) 炉心形状 (2) 燃料材の種類等 (3) 燃料材の最高温度 (4) 熱的制限値 (5) 炉心支持構造物 3. 反射材 4. 原子炉压力容器 (1) 原子炉压力容器 (2) 原子炉压力容器支持構造物 (3) 原子炉压力容器付属構造物 (4) 原子炉压力容器内部構造物 </td> </tr> </tbody> </table>	基本設計方針 第 2 章 個別項目	実用炉規則別表第二 (参考)	1. 炉心等 2. 原子炉压力容器 2.1 原子炉压力容器本体 2.2 監視試験片 3. 流体振動等による損傷の防止	1. 炉型式、定格熱出力等 2. 炉心 (1) 炉心形状 (2) 燃料材の種類等 (3) 燃料材の最高温度 (4) 熱的制限値 (5) 炉心支持構造物 3. 反射材 4. 原子炉压力容器 (1) 原子炉压力容器 (2) 原子炉压力容器支持構造物 (3) 原子炉压力容器付属構造物 (4) 原子炉压力容器内部構造物	
基本設計方針 第 2 章 個別項目	事業変更許可申請書 目次 (参考)										
1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 ハ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (1) 構造 (i) 設計基準対象の施設 (a) 使用済燃料の受入れ施設 (b) 使用済燃料の貯蔵施設 (ii) 重大事故等対処設備 (a) 代替注水設備 (b) スプレイ設備 (c) 漏えい抑制設備 (d) 臨界防止設備 (e) 監視設備 (2) 主要な設備及び機器の種類 (i) 設計基準対象の施設 (a) 使用済燃料受入れ設備 (b) 使用済燃料貯蔵設備 (ii) 重大事故等対処設備 (a) 代替注水設備 (b) スプレイ設備 (c) 漏えい抑制設備 (d) 臨界防止設備 (e) 監視設備 (3) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類並びにその種類ごとの最大受入能力及び最大貯蔵能力 (i) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類 (a) 濃縮度 (b) 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間 (c) 使用済燃料集合体最高燃焼度 (d) 使用済燃料集合体の照射前の構造										
基本設計方針 第 2 章 個別項目	実用炉規則別表第二 (参考)										
1. 炉心等 2. 原子炉压力容器 2.1 原子炉压力容器本体 2.2 監視試験片 3. 流体振動等による損傷の防止	1. 炉型式、定格熱出力等 2. 炉心 (1) 炉心形状 (2) 燃料材の種類等 (3) 燃料材の最高温度 (4) 熱的制限値 (5) 炉心支持構造物 3. 反射材 4. 原子炉压力容器 (1) 原子炉压力容器 (2) 原子炉压力容器支持構造物 (3) 原子炉压力容器付属構造物 (4) 原子炉压力容器内部構造物										

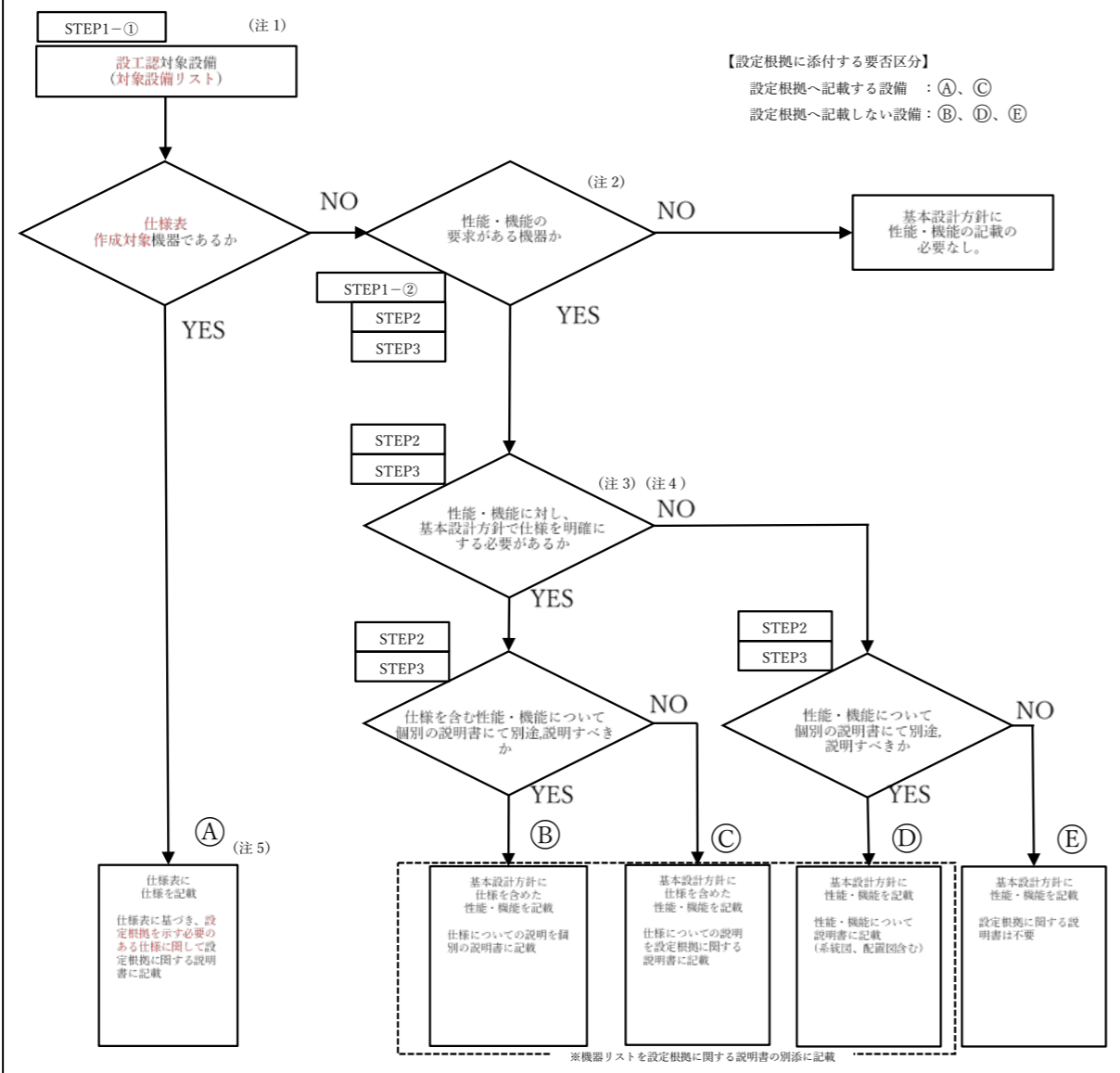
発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領		備考				
	<p>基本設計方針 第2章 個別項目</p> <p>3. 再処理設備本体 3.1 せん断処理施設</p>	<p>事業変更許可申請書 目次 (参考)</p> <p>(ii) 最大受入能力及び最大貯蔵能力 (a) 最大受入能力 (b) 最大貯蔵能力</p> <p>(4) 主要な核的制限値 (i) 単一ユニット (a) 燃料取出し装置及び燃料取扱装置 (ii) 複数ユニット (a) 燃料取出し装置及び燃料取扱装置 (b) 燃料仮置きラックのラック格子中心間最小距離 (c) 燃料貯蔵ラックのラック格子中心間最小距離 (d) バスケットの格子中心間最小距離</p> <p>ニ. 再処理設備本体の構造及び設備 (1) せん断処理施設 (i) 構造 (ii) 主要な設備及び機器の種類 (a) 燃料供給設備 (b) せん断処理設備 (iii) せん断処理する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大処理能力 (a) せん断処理する使用済燃料の種類 (イ) 濃縮度 (ロ) 冷却期間 (ハ) 使用済燃料集合体最高燃焼度 (ニ) 使用済燃料集合体の照射前の構造 (b) 最大処理能力 (イ) BWR使用済燃料集合体処理時 (ロ) PWR使用済燃料集合体処理時 (iv) 主要な核的制限値 (a) 単一ユニット (b) 複数ユニット</p>	<p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針 第2章 個別項目 目次</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1596 285 2089 317">基本設計方針 第2章 個別項目</th> <th data-bbox="2095 285 2561 317">実用炉規則別表第二 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1596 321 2089 1003"> <p>1. 燃料取扱設備</p> <p>2. 燃料貯蔵設備</p> <p>3. 計測装置等</p> <p>4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備</p> <p>4.1 燃料プール冷却浄化系</p> <p>4.2 代替燃料プール注水系</p> <p>4.2.1 使用済燃料プール注水</p> <p>4.2.1.1 代替燃料プール注水系 (注水ライン) を使用した使用済燃料プール注水</p> <p>(1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系 (注水ライン)</p> <p>(2) 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (注水ライン)</p> </td> <td data-bbox="2095 321 2561 1837"> <p>1. 燃料取扱設備 (1) 新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器 (2) 原子炉ウエル (3) 使用済燃料運搬用容器</p> <p>2. 新燃料貯蔵設備 (1) 新燃料貯蔵庫 (2) 新燃料貯蔵ラック</p> <p>3. 使用済燃料貯蔵設備 (1) 使用済燃料貯蔵槽 (2) 使用済燃料運搬用容器ピット (3) 使用済燃料貯蔵ラック (4) 破損燃料貯蔵ラック (5) 制御棒貯蔵ラック (6) 制御棒貯蔵ハンガ (7) 使用済燃料貯蔵用容器 (8) 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置 (9) 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置</p> <p>4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 (1) 熱交換器 (2) ポンプ (3) 容器 (4) 貯蔵槽 (5) スキマサージ槽 (6) ろ過装置 (7) 主要弁 (8) 主配管</p> </td> </tr> </tbody> </table>		基本設計方針 第2章 個別項目	実用炉規則別表第二 (参考)	<p>1. 燃料取扱設備</p> <p>2. 燃料貯蔵設備</p> <p>3. 計測装置等</p> <p>4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備</p> <p>4.1 燃料プール冷却浄化系</p> <p>4.2 代替燃料プール注水系</p> <p>4.2.1 使用済燃料プール注水</p> <p>4.2.1.1 代替燃料プール注水系 (注水ライン) を使用した使用済燃料プール注水</p> <p>(1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系 (注水ライン)</p> <p>(2) 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (注水ライン)</p>	<p>1. 燃料取扱設備 (1) 新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器 (2) 原子炉ウエル (3) 使用済燃料運搬用容器</p> <p>2. 新燃料貯蔵設備 (1) 新燃料貯蔵庫 (2) 新燃料貯蔵ラック</p> <p>3. 使用済燃料貯蔵設備 (1) 使用済燃料貯蔵槽 (2) 使用済燃料運搬用容器ピット (3) 使用済燃料貯蔵ラック (4) 破損燃料貯蔵ラック (5) 制御棒貯蔵ラック (6) 制御棒貯蔵ハンガ (7) 使用済燃料貯蔵用容器 (8) 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置 (9) 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置</p> <p>4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 (1) 熱交換器 (2) ポンプ (3) 容器 (4) 貯蔵槽 (5) スキマサージ槽 (6) ろ過装置 (7) 主要弁 (8) 主配管</p>	
基本設計方針 第2章 個別項目	実用炉規則別表第二 (参考)								
<p>1. 燃料取扱設備</p> <p>2. 燃料貯蔵設備</p> <p>3. 計測装置等</p> <p>4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備</p> <p>4.1 燃料プール冷却浄化系</p> <p>4.2 代替燃料プール注水系</p> <p>4.2.1 使用済燃料プール注水</p> <p>4.2.1.1 代替燃料プール注水系 (注水ライン) を使用した使用済燃料プール注水</p> <p>(1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系 (注水ライン)</p> <p>(2) 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (注水ライン)</p>	<p>1. 燃料取扱設備 (1) 新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器 (2) 原子炉ウエル (3) 使用済燃料運搬用容器</p> <p>2. 新燃料貯蔵設備 (1) 新燃料貯蔵庫 (2) 新燃料貯蔵ラック</p> <p>3. 使用済燃料貯蔵設備 (1) 使用済燃料貯蔵槽 (2) 使用済燃料運搬用容器ピット (3) 使用済燃料貯蔵ラック (4) 破損燃料貯蔵ラック (5) 制御棒貯蔵ラック (6) 制御棒貯蔵ハンガ (7) 使用済燃料貯蔵用容器 (8) 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置 (9) 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置</p> <p>4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 (1) 熱交換器 (2) ポンプ (3) 容器 (4) 貯蔵槽 (5) スキマサージ槽 (6) ろ過装置 (7) 主要弁 (8) 主配管</p>								

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領		備考
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針 第2章 個別項目 目次		核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針 第2章 個別項目 目次		
	基本設計方針 第2章 個別項目	事業変更許可申請書 目次 (参考)	基本設計方針 第2章 個別項目	実用炉規則別表第二 (参考)	
	3. 2 溶解施設	(2) 溶解施設 (i) 構造 (a) 設計基準対象の施設 (b) 重大事故等対処設備 (イ) 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 (ロ) 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 (ii) 主要な設備及び機器の種類 (a) 設計基準対象の施設 (イ) 溶解設備 (ロ) 清澄・計量設備 (b) 重大事故等対処設備 (イ) 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 (ロ) 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 (iii) 溶解する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大溶解能力 (a) 溶解する使用済燃料の種類 (イ) 濃縮度 (ロ) 冷却期間 (ハ) 使用済燃料集合体最高燃焼度 (ニ) 使用済燃料集合体の照射前の構造 (b) 最大溶解能力 (イ) BWR使用済燃料集合体処理時 (ロ) PWR使用済燃料集合体処理時 (iv) 主要な核的, 熱的及び化学的制限値 (a) 主要な核的制限値 (イ) 単一ユニット (ロ) 複数ユニット (b) 主要な熱的制限値 (c) 主要な化学的制限値 (以下、省略)	4. 2. 1. 2 代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド) を使用した使用済燃料プール注水 (1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド) (2) 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド) 4. 2. 1. 3 代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイノズル) を使用した使用済燃料プール注水 4. 2. 2 使用済燃料プールのスプレイ 4. 2. 2. 1 代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド) を使用した使用済燃料プールのスプレイ (1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド) (2) 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド) 4. 2. 2. 2 代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイノズル) を使用した使用済燃料プールのスプレイ (以下、省略)		

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	別紙3 基本設計方針比較表 省略 (実例とともに、別途添付)	別紙3 基本設計方針比較表 (省略)	

別紙 4

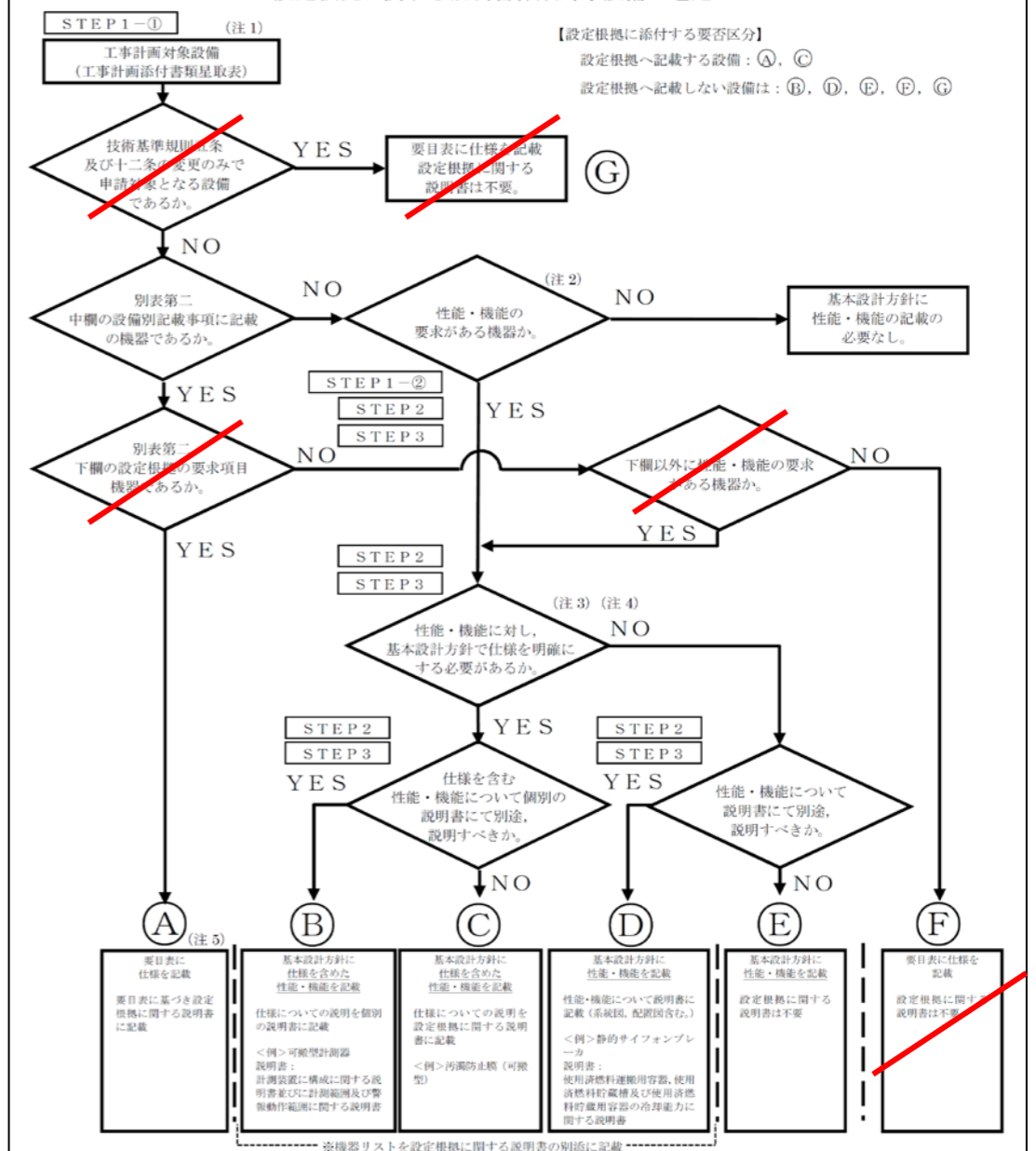
基本設計方針に記載すべき機器仕様及び
設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー



(注1) 事業変更許可申請書本文、添付書類又は技術基準規則の要求より抽出した設備又はその性能機能
(注2) 「性能・機能」とは、技術基準規則要求に適合させるために必要な役割など、定性的に記載できるものとする。
(注3) 「仕様」とは、容量、時間、効率、伝達率、個数等に関する定量的な数値とする。
(注4) 「基本設計方針で仕様を明確にする」とは以下のとおりである。
・技術基準規則で仕様要求があるもの
・技術基準規則で定量的な機能が要求されている機器のうち、仕様表で要求機能が確認できないもの
・事業変更許可申請書本文に仕様を記載しているもの
(注5) 既認可から変更のない仕様情報については設定根拠に関する説明書の作成は不要とする。

別紙 4

基本設計方針に記載すべき機器仕様及び
設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー



(注1) 設置変更許可本文 (五号、十号)、添付八、添付十、まとめ資料又は技術基準規則の要求より抽出した設備又はその性能機能
(注2) 「性能・機能」とは、技術基準規則要求に適合させるために必要な役割など、定性的に記載できるものとする。
(注3) 「仕様」とは、容量、時間、効率、伝達率、個数等、に関する定量的な数値とする。
(注4) 「基本設計方針で仕様を明確にする」とは以下の通りである。
・技術基準規則で仕様要求があるもの。
・技術基準規則で定量的な機能が要求されている機器のうち、要目表で要求機能が確認できないもの。
・設置変更許可本文に仕様を記載しているもの。(例：汚濁防止膜の長さ)
(注5) 別表第二下欄の設定根拠の要求項目機器であっても、性能・機能以外の要求のみにより申請対象となり、 従前から要求されている性能・機能に変更がない機器については、設定根拠に関する説明書は不要とする。

・当社施設
は別表がな
いため、記
載を見直し

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)
※比較を省略 (同対応を実施)	

発電炉 工認作成要領		備考
(以下、省略)		

別紙5
設備リスト記載例 (1/4)

表1 原子炉冷却システム施設 (蒸気タービンを除く。) の主要設備リスト (1/48)

設備区分	系統名	機器区分	名称	変更前			変更後		
				設計基準対象施設 *1 耐震 重要度 分類	機器クラス	重大事故等 処理設備 *1 設備分類	設計基準対象施設 *1 耐震 重要度 分類	機器クラス	重大事故等 処理設備 *1 設備分類
原子炉冷却材循環設備	原子炉冷却材循環系	ポンプ	再循環系ポンプ	S	クラス1	-	変更なし	-	-
			原子炉圧力容器	S	クラス1	-	変更なし	-	-
			再循環系ポンプ吸込管分岐点	S	クラス1	-	変更なし	-	-
			再循環系ポンプ吸込管分岐点	S	クラス1	-	変更なし	-	-
			弁 B35-F023A	S	クラス1	-	変更なし	-	-
			原子炉圧力容器	S	クラス1	-	変更なし	-	-
			弁 B35-F023B	S	クラス1	-	変更なし	-	-
			弁 B35-F023A, B	S	クラス1	-	変更なし	-	-
			再循環系ポンプA, B	S	クラス1	-	変更なし	-	-
			再循環系ポンプA, B	S	クラス1	-	変更なし	-	-
			弁 B35-F067A, B	S	クラス1	-	変更なし	-	-
			弁 B35-F067A, B	S	クラス1	-	変更なし	-	-
			再循環系ポンプA, B吐出管合流点	S	クラス1	-	変更なし	-	-
			再循環系ポンプA, B吐出管合流点	S	クラス1	-	変更なし	-	-
			マニホールド管	S	クラス1	-	変更なし	-	-
マニホールド管	S	クラス1	-	変更なし	-	-			
マニホールド管	S	クラス1	-	変更なし	-	-			
ジェットポンプへの供給管	S	クラス3	-	変更なし	-	常設耐震/防止 常設/緩和	SAクラス2		
容器	主蒸気系	自動減圧機能用アキュムレータ	S	クラス3	-	変更なし	-	-	
逃げし安全弁制御用アキュムレータ		S	クラス3	-	変更なし	-	-		
液出制限器		S	-	-	変更なし	-	-		
安全弁及び逃げし弁		B22-F013D, E, J, M, N, P, U	S	-	-	変更なし	-	常設耐震/防止 常設/緩和	

各施設の基本設計方針記載事項と技術基準規則の各条文との対比一覧表

条文		設計基準対象施設																				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
		臨界の防止	地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入	閉じ込め	火災	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	計測制御系統施設	放射線管理施設	受入施設又は管理施設	処理施設及び廃棄施設	汚染の防止	遮蔽	換気設備	予備電源	通信連絡設備等	
技術基準規則 追加要求事項 (○有)			○	○		○	○		○	○										○	○	
分類		共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	個別	個別	個別	個別	共通	共通	個別	個別	共通	
共通項目/廃棄物管理施設の種類の種類		共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	個別	個別	個別	個別	共通	共通	個別	個別	共通	
共通項目 (廃棄物管理設備本体にまとめて記載)	1. 核燃料物質の臨界防止	○																				
	2. 地盤		○																			
	3. 自然現象	3.1 地震による損傷の防止			○																	
		3.2 津波による損傷の防止				○																
		3.3 外部からの衝撃による損傷の防止					○															
	4. 閉じ込めの機能	4.1 閉じ込め							○													
		4.2 放射性廃棄物による汚染の防止に係る基本設計方針															○					
	5. 火災等による損傷の防止										●											
	6. 遮蔽																	○				
	7. 設備に対する要求事項	7.1 安全機能を有する施設									○											
7.2 材料及び構造											○											
7.3 搬送設備												○										
8. その他	8.1 廃棄物管理施設への不法な侵入等の防止							○														
	8.2 安全難通路等																				○	
個別項目	1. 廃棄物管理設備本体																					
	1.1 処理施設																					
	1.2 管理施設	1.2.1 系統構成及び主要設備 [※]																				
		1.2.2 管理施設の基本設計方針														○		○				
	放射性廃棄物の受入施設																					
	2. 放射性廃棄物の受入施設	2.1 系統構成及び主要設備 [※]																				
	計測制御系統施設																					
	3. 計測制御系統施設	3.1 系統構成及び主要設備 [※]																				
		3.2 計測制御系統施設の基本設計方針												○								
	放射線管理施設																					
	4. 放射線管理施設	4.1 系統構成及び主要設備 [※]																				
		4.2 放射線管理施設の基本設計方針													○							
	その他廃棄物管理設備の附属施設																					
	5. その他廃棄物管理設備の附属施設	5.1 系統構成及び主要設備 [※]																				
		5.2 気体廃棄物の廃棄施設の基本設計方針															○			○		
		5.3 液体廃棄物の廃棄施設の基本設計方針															○					
		5.4 固体廃棄物の廃棄施設の基本設計方針															○					
5.5 火災防護設備の基本設計方針										○												
5.6 電気設備の基本設計方針																					○	
5.7 通信連絡設備の基本設計方針																						○

※ 事業変更許可申請書との整合性の観点から、事業変更許可申請書本文（添付含む）に記載の「系統構成及び主要設備」を展開する。